

県所管の介護保険指定事業所・施設 管理者 様

愛知県福祉局高齢福祉課長

「電子申請・届出システム」による申請等の受付について

日頃は、県高齢者福祉行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、介護サービス事業者等が介護保険法等に基づき行う指定（更新）・加算等の申請や変更等の届出につきましては、令和6年4月1日に改正された介護保険法施行規則に基づき、原則、厚生労働省が運用する「電子申請・届出システム」により提出することとされました。

これを受け、愛知県に対して提出する申請等については、令和7年8月1日から「電子申請・届出システム」により受付を開始しますので、お知らせします。

各事業者の皆様方におかれましては、下記により手続きの内容についてご確認いただくとともに、電子申請に必要な準備を進めていただきますようお願いいたします。

記

1 電子申請・届出システムに関する情報

県ホームページに「電子申請・届出システム」の概要、操作マニュアル、説明動画等を掲載しておりますので、ご確認願います。

県ホームページ：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/denshishinsei.html>

（公開ページ I D : 0590989）

2 電子申請に必要な準備手続き

（1）Gビズ I D

システムの利用には、デジタル庁が運用する、事業者が行政手続を行う際の共通認証サービス「Gビズ I D」の取得が必須のため、取得手続きを行ってください。

デジタル庁ホームページ：<https://services.digital.go.jp/gbizid/>

（2）登記情報提供サービス

新規指定申請等の際に添付資料として必要な登記事項証明書は、「登記情報提供サービス」によって取得した登記情報に代えて申請することとなりますので、必要に応じて同サービスの利用登録を行ってください。

登記情報提供サービス：<https://gbiz-id.go.jp/top/>

3 留意事項等

(1) 対象手続

現時点で対象となる手続は、居宅サービスに係る新規指定、指定更新、再開届出のみです。施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）に係る手続や、居宅サービスに係るその他の手続については随時対応します。

(2) 新規申請

新規の指定（許可）に係る申請に当たっては、従前から、申請前に事前相談を行っていただくようお願いしておりますので、申請に当たっては各福祉相談センターへご連絡いただきますようお願いいたします。

(3) 県以外（市町村等）に対する申請等

県以外（市町村等）に対する申請等についても、「電子申請・届出システム」による受付が行われますが、各申請先により受付開始時期が異なりますので、詳細については各申請先の市町村等にご確認ください。

担当：介護保険指導第一グループ

電話：052-954-6289

F A X：052-954-6919